

# 千葉市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る指針

平成21年9月

## 第1 趣旨

農薬・殺虫剤等の薬剤は、病害虫の防除等において有効であるが、使用方法によっては、人の健康や環境に影響を及ぼす可能性がある。

そこで、多くの市民が利用する市の施設等において、市が率先して薬剤の適正使用を推進することにより、環境リスクの低減を図り、人の健康と安全を確保するため、この指針を定める。

## 第2 対象範囲

### 1 施設等

- (1) 市が所有又は管理する建物及び土地
- (2) 市が所有又は管理する樹木及び草花等の植物

### 2 薬剤の種類

- (1) 農薬（農林水産省の登録を受けたもの）
- (2) 殺虫剤
- (3) 殺そ剤
- (4) 殺菌剤

## 第3 基本的事項

### 1 薬剤の使用削減

病害虫等の生息状況に関らず、一律に薬剤を使用することは、原則として行わないこととする。

#### (1) 発生予防

日頃から、病害虫等が発生しにくい環境づくりに努めるものとする。

#### (2) 生息状況の確認

病害虫等の防除にあたっては、あらかじめ病害虫等の生息状況調査等により、その発生状況を把握するものとする。

#### (3) 薬剤を使用しない防除

(2)の結果、病害虫等の発生が確認され、防除が必要と判断された場合には、まず物理的防除等薬剤を使用しない防除方法を検討・実施するものとする。

#### (4) 記録・保存

生息状況調査等の結果を記録及び保存すること。

#### (5) 適用除外

シロアリの防除を目的とした殺虫剤については、(2)及び(3)の規定は適用しない。

### 2 薬剤の適正使用

やむを得ず薬剤を使用する場合は、次の方法によるものとする。

#### (1) 薬剤の使用法

ア 使用にあたっては、まず誘殺・塗布等の散布以外の方法を検討すること。

- イ 次の適切な薬剤を使用すること。
  - (ア) 農薬は、使用対象の農作物等及び防除対象の病害虫等に適用のある登録農薬とする。
  - (イ) 殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品とする。
- ウ 使用方法及び使用上の注意事項を遵守すること。
- エ 散布区域及び使用する薬剤量を必要最小限に留めること。
- オ 農薬を混合して使用する場合は、危害等が発生しないように注意すること。
- カ 食毒剤(毒餌剤)を使用する場合は、誤食・接触防止を図ること。

## (2) 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず薬剤を散布する場合には、次の方法によるものとする。なお、散布以外の方法を用いる場合も、必要に応じて次の方法によるものとする。

- ア 作業前後には、施設利用者、周辺住民等に対し、作業の目的・日時・方法、使用薬剤に係る事項、注意事項等を周知すること。
- イ 薬剤の飛散防止に最大限配慮すること。
- ウ 曜日・時間帯等に配慮すること。

## (3) 記録・保存

生息状況調査等の結果及び薬剤の使用状況を、記録及び保存すること。

## (4) 子どもへの配慮

上記のほか、子どもが多く利用、又は使用する施設やその周辺で薬剤を散布する場合には、次の方法によるものとする。なお、散布以外の方法を用いる場合も、必要に応じて次の方法によるものとする。

- ア 関係施設等に向けての周知を図ること。
- イ 長期休暇中など実施時期に配慮すること。
- ウ 必要に応じて、子どもが近づかない措置をとること。

## (5) 業務委託

病害虫等の防除を業務委託により実施する場合には、上記のうち必要事項を仕様書に記載するとともに、業者と十分に打ち合わせること。

## 3 適正使用の推進

薬剤の適正使用を推進するため、運用解説を作成し周知を図る。

## 第4 適用除外

この指針は、緊急時に薬剤を使用する場合には、適用しない。

## 第5 指針の適用

この指針は、平成21年9月4日から適用する。